

(案)

どのような環境にある子どもも
家族と共に平等に生活が営める
社会に向けて
(要請)

2023 年〇月

愛知県

〇〇大臣

〇〇 〇〇 殿

どのような環境にある子どもも家族と共に平等に生活が営める社会に向けて

我が国の昨年の出生数は、1899年の人口動態調査開始以来初めて80万人を下回り、合計特殊出生率も1.26と過去最低を記録した。こうした少子化の進行は国家存続にも関わる大変な危機であり、安心して子どもを産み、育てられる社会を実現していくため、あらゆる対策を講じていく必要がある。

我が国の婚姻制度は、法律に基づき婚姻届を提出することによって効力が生ずる、いわゆる法律婚主義がとられている。

婚姻前に妊娠が発覚した場合、多くのカップルは出産前に入籍するが、婚姻しないまま事実婚の状態でお産するケースも見られる。

事実婚のカップルから生まれた子どもについては、非嫡出子（婚外子）となり、原則として、母親の単独親権となるほか、事実婚の父親との父子関係を生じさせるためには父親の認知が必要となるなど、事実婚の親子は不安定な状況に置かれることになる。

このため、事実婚のカップルが子どもを持つことを諦めざるを得ない事態も生じている。

かつては、嫡出子の2分の1とされていた非嫡出子の相続割合に関する民法の規定が改正されるなど、嫡出子と非嫡出子の格差は解消されつつあるが、戸籍の出生届に「嫡出」か「嫡出でない」を記載する規定（戸籍法第49条第2項第1号）など、根強い婚外子への差別意識の温床となっている制度も一部残されている。

近年、ヨーロッパを始め、世界の多くの国々では、結婚せずに子どもを産み育てる同棲カップルが増え続けている。

フランスでは嫡出子・非嫡出子の区別がなく、「いかなる生まれでも子は同等の権利を有する」（フランス民法典）とされている。1999年に連帯市民協約（PACS）が導入され、現在、多くのカップルがこの制度を活用しているが、PACSのカップルも法律婚カップル同様、親権は両親が行使することとされており、仮に離別があっても共同親権のままである。

このように、未婚の親から生まれた子どもが法律婚家庭と変わらない生活ができ、親子関係が保障されていることが、フランスの出生率の高さにつながっているとの指摘もある。

我が国においても、親が婚姻を選択するかどうかに関わらず、その子どもが家族と共に安心、平等に生活を営める社会が実現できるよう、下記の事項について要請する。

記

- 1 事実婚であっても、子の共同親権を認めるなど、カップル間のパートナー契約に、婚姻に準じた法的保護を与える新たな届出・登録制度（日本版 PACS）を創設し、民法の改正を始め必要な法整備等を行うこと
- 2 出生届における嫡出子、非嫡出子の記載の廃止など、婚外子差別につながる法制度の見直しに取り組むこと
- 3 婚姻を選択しないカップルの子どもへの差別意識の根絶に向けた教育や啓発に取り組むとともに、病院でのパートナーの入院や手術における同意、生命保険の受取人の取扱いなど、民間レベルの社会慣行についても関係者の理解促進に取り組むこと

2023年〇月〇日
愛知県知事 大村 秀章

<参考1>事実婚をめぐる現状と課題

■ 婚姻せずに事実婚を選択した場合に生じる課題

- 婚姻届を提出せず、事実婚の状態にある人は成人人口の2～3%。
- 法律婚主義の我が国では、事実婚を選択した場合、法的な保護が受けにくくなるため、事実婚家族は、親権や相続や税などの面で様々な制限を受けることになる。

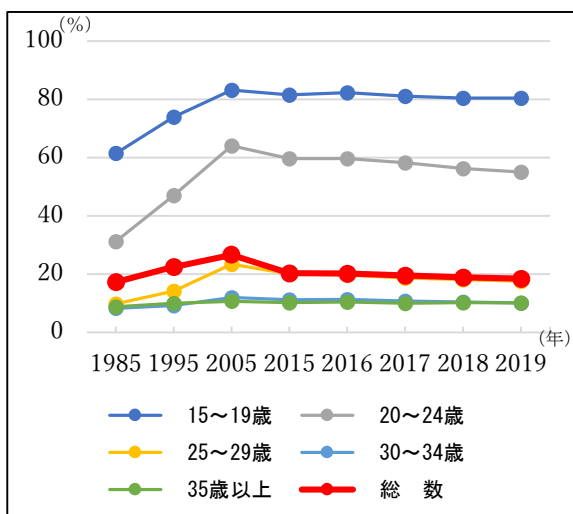
<事実婚を選択した場合の主な制限>

- ・ 子どもが婚外子（非嫡出子）となる（父子関係を生じさせるためには認知が必要）
- ・ 子どもの親権は原則母親の単独親権となる（両親の共同親権が認められない）
- ・ 税制上の優遇（配偶者控除等）が受けられない
- ・ 相続権がないため、パートナーの死亡後、相続が受けられない
- ・ 社会慣行として、
 - 病院で、パートナーの入院や手術の同意書にサインできない
 - パートナーを生命保険の受取人に指定することができない
 - パートナー間の収入合算ができないため、住宅ローンを組むことができない

などのケースがある

■ 婚姻に占める「授かり婚」の割合

授かり婚*の割合は20%程度。
年齢が若いほど割合が高くなる。

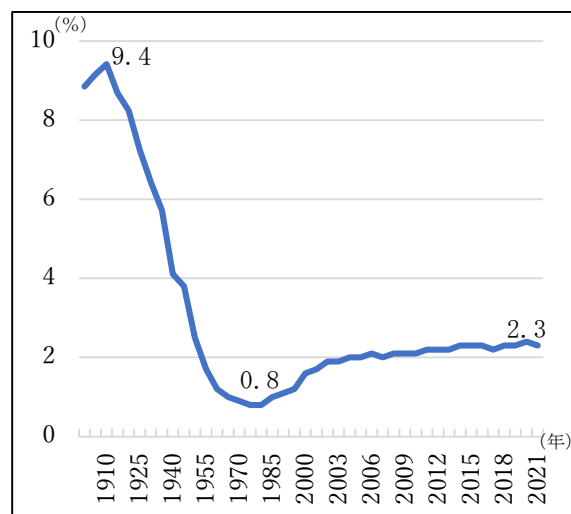


出典：厚生労働省「令和3年度人口動態統計特殊報告」

*「結婚期間が妊娠期間より短い出生」の「嫡出第1子出生」に占める割合

■ 我が国における婚外子割合の推移

婚外子割合は緩やかな上昇傾向にある。



出典：厚生労働省「人口動態統計」等

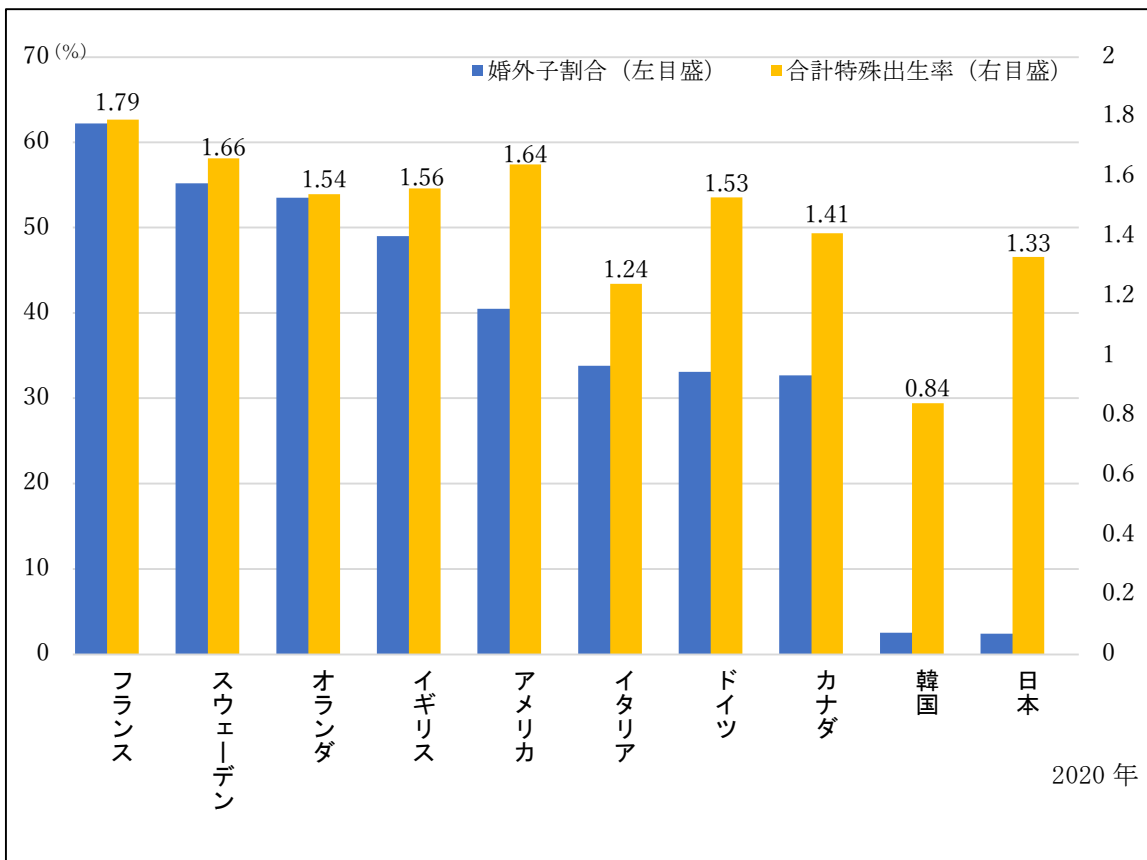
■ 婚外子に対する差別

- 嫡出子の2分の1とされていた非嫡出子の相続割合に関する民法上の規定が廃止（2013年）されるなど、婚内子と婚外子の平等化が図られてきている。
- 一方、出生届には、「嫡出子」と「嫡出子でない子」の記載欄が残されており（戸籍法第49条第2項第1号）、これが婚外子差別を助長しているという指摘もある。

<参考2> 諸外国における事実婚の状況と事実婚の家族を保護する制度

■ 婚外子割合と合計特殊出生率

- 欧米諸国を中心に婚姻制度とは別に、多様なカップルに法的保護を与える国が増え、結婚しないまま、出産・子育てをするカップルが増加している。
- フランス、スウェーデン、オランダ、イギリス、アメリカ等では婚外子割合が高く、合計特殊出生率も高くなっている。



出典：OECD Family Database

■ 欧米諸国における、事実婚家族に法的保護を与える制度

○ フランスでは、同性、異性を問わず非婚カップルの保護を目的に、1999年に連帯市民協約（PACS）を創設した。近年、PACSを選択する異性カップルが結婚を選択するカップルと肩を並べるレベル（婚姻：56.6%、PACS：43.4%）まで増加している。

※ フランスでは、カップルの形態に関わらず、嫡出子と非嫡出子の区別はなく、子どもに対しては両親の親権が行使される。

○ そのほか、スウェーデンの「サムボ」やオランダの「登録パートナーシップ制度」、イギリスの「シビル・パートナーシップ制度」など、欧米諸国では、事実婚を保護する制度が作られており、親権を始め婚姻に準じた権利が与えられている。

<フランスでのカップル形態による法的保護の比較>

		同棲	PACS	婚姻
手続き	成立手続き	手続きなし	契約締結後、役所の身分吏に届出	挙式前の公告後、役所で身分吏による公開の挙式
	解消手続き	手続きなし	役所への届出 一方による解消可能 一方または双方の婚姻により自動的に解消	原則裁判離婚 2016年法改正により裁判外での双方合意離婚も可能
子・家族	父子関係の成立	規定なし（認知が必要）		父性推定
	親権	共同親権		
	子の区分	嫡出子、非嫡出子の区別なし		
相続	相続権	なし（財産を承継させたい場合は、遺言が必要）		あり
	遺族年金・寡婦手当	受給権なし		受給権あり
税	相続税	遺贈額の60%	2007年8月22日以後開始したカップル間の相続・遺贈から税免除	
	所得税	個別課税	共同課税	
生活	当事者間の義務	なし	物質的援助、相互扶助、共同生活義務	尊敬、貞操、救護、相互扶助、共同生活義務
	財産制度	夫婦財産制の適用なし	夫婦財産制の適用なし、原則別産制の規定あり	夫婦財産制の適用あり